

平成23年度 中小企業向け 制度融資のご案内

●金融機関を通じて融資する制度

県制度融資とは

県内の中小企業の皆さんが経営基盤強化や経営の健全化に必要な資金を円滑に調達できるよう、県が制度を定め、金融機関・信用保証協会と協力して行う融資です。

ご利用いただける方

原則として、県内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、事業協同組合等が対象です。

- ※地方産業育成資金、中小企業創業支援資金、同和地区中小企業振興資金については、事業協同組合等は対象外です。
- ※小口零細企業保証制度資金については、小規模企業者が対象です。
- ※事業の継続年数については、セーフティネット資金（連鎖倒産防止枠）、フロンティア企業支援資金（商店街活性化支援枠を除く。）及び同和地区中小企業振興資金は6か月、中小企業創業支援資金については事業実績がなく、今後創業を予定されている方でも利用可能です。なお、地方産業育成資金については市町村の定めるところによります。

《中小企業者の範囲》 ※「資本金または出資金」と「従業員数」のどちらかの要件を満たしていることが必要です。

業種区分	資本金または出資金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

《小規模企業者の範囲》 ※小口零細企業保証制度資金の対象要件です。

業種区分	従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

ご利用できない方

(1) 県制度融資の対象とならない方（非対象業種）

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、その他遊興娯楽業等

(2) 対象業種であっても、次の方は借入れできません。

- ・ 設備資金の場合、対象設備の設置がすでに完了している方
- ・ 金融機関から取引停止処分を受けている方
- ・ 信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方
- ・ 県税を滞納している方
- ・ その他知事が適当でないと認めた方

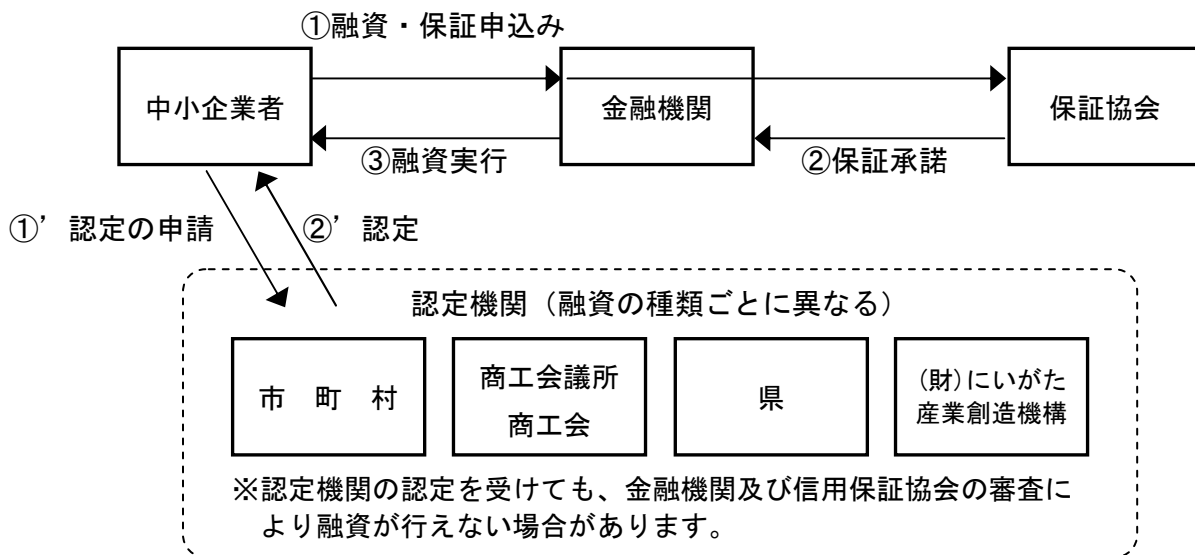
(3) 融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、上記(1)・(2)に該当しない方であっても、ご希望に添えない場合があります。

融資の申込みについて

融資の申込みは、取扱金融機関に対して行っていただきます。（地方産業育成資金の申込方法については市町村の定めるところによります。）

なお、県制度融資では、原則として信用保証協会の保証制度をあわせてご利用いただきます。（信用保証協会に対する保証申込みは金融機関を通じて行われます。）

また、一部の融資については、認定機関による要件の認定を受ける必要があります。



保証人・担保について

保証人	法人の場合は代表者が連帯保証人となります。 個人の場合は原則として連帯保証人は不要です。
担保	取扱金融機関及び信用保証協会の定めるところによります。 〔※小口零細企業保証制度資金については原則として無担保です。 ※売掛債権活用資金については、融資を受けようとする方が有する売掛債権を譲渡担保とします。〕

取扱金融機関

県制度融資は次の金融機関で取り扱っています。

第四銀行、北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱東京UFJ銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、JAバンク新潟県信連、北越後農協、越後中央農協、越後ながおか農協、柏崎農協、十日町農協、えちご上越農協、佐渡農協、魚沼みなみ農協、越後さんとう農協、にいがた南蒲農協の県内営業店

(なお、地方産業育成資金の取扱金融機関については市町村の定めるところによります。)

融資の申込みに必要な書類

- ・金融機関所定の融資申込書、信用保証協会の信用保証申込書等
- ・県税の納税証明書
- ・認定機関による認定が必要な融資の場合、その認定書
- ・その他、金融機関及び信用保証協会の審査に必要な書類（財務諸表等）

【県税の納税証明書について】

県税の納税証明書（未納のないことの証明を含む。）が必要な場合は、お近くの県地域振興局の県税部で入手できます。

機 関 名	住 所	電話（収税担当課）
新発田地域振興局県税部	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9123
	村上市収税課 〒958-8585 村上市田端町 6-25	0254-52-7922
新潟地域振興局県税部	〒951-8575 新潟市中央区川岸町 3-18-1	025-231-8124
	新津収税課 〒956-0031 新潟市秋葉区新津 4524-1	0250-24-7126
三条地域振興局県税部	〒955-0046 三条市興野 1-13-45	0256-36-2212
長岡地域振興局県税部	〒940-8567 長岡市四郎丸町 173-2	0258-38-2510
	柏崎収税課 〒945-8558 柏崎市三和町 5-55	0257-21-6222
	小千谷分室 〒947-0028 小千谷市城内 2-8-28	0258-83-0824
南魚沼地域振興局県税部	〒949-6623 南魚沼市六日町 960	025-772-2665
	十日町収税課 〒948-0037 十日町市妻有町西 2-1	025-757-5513
上越地域振興局県税部	〒943-8551 上越市本城町 5-6	025-526-9311
	糸魚川収税課 〒941-0052 糸魚川市南押上 1-15-1	025-553-2066
佐渡地域振興局県税部	〒952-1555 佐渡市相川二町目浜町 20-1	0259-74-3310

【認定機関による認定が必要な融資】

制 度 名	認定機関	認定内容
セーフティネット資金 （経営支援枠） ※制度一覧表の要件①、②のみ	原則として本店所在地の市町村 （商工担当課）	業況の悪化している業種（中小企業信用保険法第2条第4項第5号）または取引先等の事業活動の制限により経営の安定に支障を生じている等（同法第2条第4項第2項）に該当することの認定
セーフティネット資金 （経営支援枠） ※制度一覧表の要件⑦のみ		東日本大震災により直接、間接に著しい被害を受け、経営に支障を来たしていること（東日本大震災法第128条第1項第1号または第2号）の認定または証明
セーフティネット資金 （連鎖倒産防止枠）	商工会議所 又は商工会	倒産企業等に対する債権額及び取引額の認定
フロンティア企業支援資金 （新技術・新事業等展開枠） （グリーンニューディール枠）	（財）にいがた産業創造機構	実施事業の内容に係る認定
フロンティア企業支援資金 （商店街活性化支援枠）	県	実施事業の内容に係る認定 （担当：県商業振興課）

こんなときに使えます

事業資金が必要な方

- 比較的小口の資金が必要な方 1. 地方産業育成資金
- まとまった資金が必要な方 2. 経営安定資金
- 売掛債権を担保に資金調達したい方 3. 売掛債権活用資金
- 小規模企業者の方 4. 小口零細企業保証制度資金

不況の影響等で経営に支障を生じている方

- 売上げが減少している方
- 原油・原材料高の影響を受けている方
- 東日本大震災により直接被害を受けた方、
または間接被害により売上げが減少している方
- 取引先が倒産し、影響を受けている方 5. セーフティネット資金 ((1)経営支援枠)
- 5. セーフティネット資金 ((2)連鎖倒産防止枠)

経営改善に向けて取り組みたい方

- 既往の県制度融資の借換を行い月々の返済負担を軽減したい方
- 金融機関等の支援体制を確保しており、改善計画、再生計画等
を着実に実施したい方 6. 事業再生資金

創業したい方、創業後まもない方

- これから事業を始めたい方
- 創業後5年を経過していない方 7. 中小企業創業支援資金

積極的な経営を行いたい方

- 新技術、新商品等の開発に取り組みたい方
- 先端技術機器を導入したい方 8. フロンティア企業支援資金
((1)新技術・新事業等展開枠)
- 新エネルギー・省エネルギー設備を導入したい方 8. フロンティア企業支援資金
((2)グリーンニューディール枠)
((5)ピークカット15%促進緊急対応枠)
- 商店街の空き店舗を利用した店舗造りをしたい方
- 大型店の出店に対処するため新たに事業展開をしたい方 8. フロンティア企業支援資金
((3)商店街活性化支援枠)
- 事業規模拡大、経営効率化、新分野・新事業への進出を目的
として設備を導入したい方 8. フロンティア企業支援資金
((4)設備投資促進枠)

その他の資金が必要な方

- 同和地区で事業を営んでいる方 9. 同和地区中小企業振興資金

■ 各資金の詳細はホームページでもご覧いただけます。
 新潟県産業労働観光部ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyorodo/>)
 →「中小企業向け制度融資について」

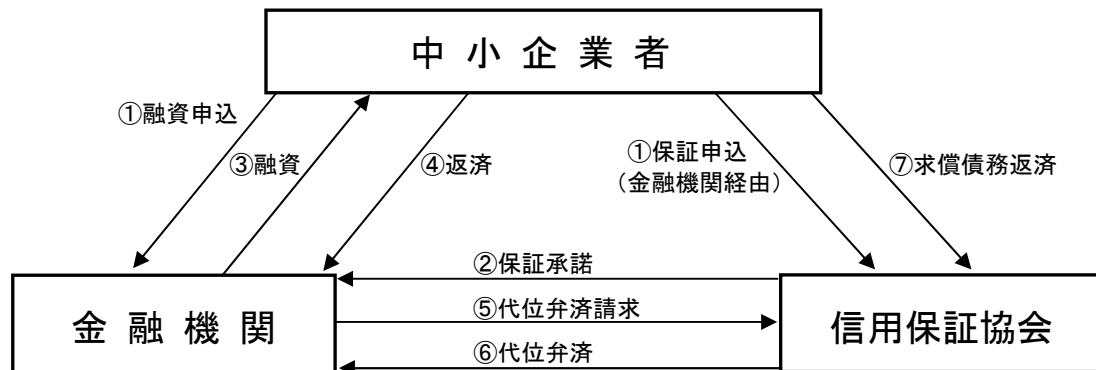
信用保証制度の概要

1. 信用保証協会について

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、中小企業者の皆様の金融円滑化のために設立された公的機関です。

中小企業の皆様が金融機関から事業資金を調達するときに、信用保証協会が公的な保証人になることにより、借入を容易にするものです。なお、信用保証協会の保証については、個別に審査等を行い、保証の諾否が決定されます。

2. 信用保証制度の仕組み



- ① 中小企業の方は、金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知します。
- ③ 保証承諾を受けた金融機関は中小企業者の方へ融資を行います。この時、中小企業者の方には「信用保証料」を負担していただきます。
 なお、県制度融資を利用する場合の信用保証料は一般の保証料と比較して低額になっています。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき借入金を金融機関に返済していただきます。
- ⑤～⑥ 事業の都合等で万一返済ができない場合は、信用保証協会が中小企業者の方に代わり金融機関へ借入金を返済します。
- ⑦ その後、中小企業の方とご相談しながら、信用保証協会へ借入金を返済していただきます。

3. 信用保証の内容について（一般保証）

① 保証限度額

1 企業者に対する保証限度額は次のとおりです。

個人・法人	2億8千万円（普通保証2億円、無担保保証8千万円）
組合	4億8千万円（普通保証4億円、無担保保証8千万円）

※この他、上記限度額とは別枠で扱える保証もあります。

② 資金使途・保証期間

運転資金	7年以内
設備資金	10年以内

4. 責任共有制度について

平成19年10月から信用保証協会と金融機関との責任共有制度が導入され、一部の保証制度を除いて信用保証協会の保証が従来の100%から80%となり、残りの20%については金融機関が負担することとなりました。

これに伴い、責任共有制度対象の保証を利用する場合、制度融資の利率についても責任共有制度対応の利率が適用されます。なお、責任共有制度対象の保証については、責任共有制度対象外の保証と比べて信用保証料が軽減されています。

対象となる企業の規模や業種、保証の種類等、信用保証制度の詳細内容についてはお近くの信用保証協会へお問い合わせください。（お問い合わせ先については、このリーフレットの最後のページをご覧ください。）

●(財)にいがた産業創造機構が直接融資する制度

小規模企業者等設備導入資金

設備資金貸付事業

企業の経営基盤の強化、または創業のための設備投資を支援します。

利用限度額	50万円以上4,000万円以下（創業1年未満の方は、25万円以上4,000万円以下）
利 率	無利子
貸付率	設備価格の50%以内
償還期間	7年（ただし、設備の法定耐用年数により7年未満になることがあります。）
保証人	保証人あるいは不動産担保等
対象企業	従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者、創業者 ※下記注

設備貸与事業

創業・経営基盤の強化に必要な設備をにいがた産業創造機構が代わって購入し、割賦販売やリースを行う制度です。

【割賦販売】

利用限度額	100万円以上6,000万円以下（創業1年未満の方は、50万円以上3,000万円以下）
返済期限	7年以内（ただし、設備の法定耐用年数により7年未満になることがあります。）
返済方法	元金1年以内据置後、月賦若しくは半年賦返済
割賦損料率	2.00%
保証金	利用額の10%を契約時にお預かりします。
保証人	原則として保証人を立てていただきます。
対象企業	従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者、創業者 ※下記注

【リース】

利用限度額	100万円以上6,000万円以下（創業1年未満の方は、50万円以上3,000万円以下）
リース期間	設備の法定耐用年数に応じて3～7年以内
月額リース料率	2.963～1.365%
保証人	原則として保証人を立てていただきます。
対象企業	従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者、創業者 ※下記注

〔※注 従業員数が50人以下であれば、一定の要件に該当する場合お申込みいただけます。〕
詳細につきましては(財)にいがた産業創造機構へお問い合わせください。〕

お問い合わせ
ご相談は

新潟県商業振興課 TEL(025)280-5240
中小企業金融相談窓口 TEL(025)285-6887
新潟県信用保証協会 TEL(025)267-1312
" 長岡支店 TEL(0258)35-5714
" 県央支店 TEL(0256)33-6661
" 上越支店 TEL(025)523-7225
" 佐渡支店 TEL(0259)57-2011
(財)にいがた産業創造機構 TEL(025)246-0052
新潟県商工会連合会 TEL(025)283-1311(代)
取扱金融機関、市町村商工担当課、商工会議所、商工会

新潟県産業労働観光部商業振興課